

浄化槽設置測量設計業務特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。

2 業務の対象

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 業務名称 | 平成24年度
浄化槽市町村整備推進事業測量設計業務 |
| (2) 位置図等 | 別紙 図面のとおり |
| (3) 業務概要 | 別添 設計条件表のとおり |

3 提出図書

別添標準仕様書による他、可能な限り電子媒体化して提出すること。
また、納入後であっても提出図書に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

4 打合せ

- (1) 本業務に係る打合せは、着手前及び最終の2回行うものとする。
- (2) 業務着手時または業務計画書作成時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

5 その他

- (1) 測量期間中においては、必ず保安要員配置を行うとともに、保安施設を設置し、交通の確保に努めなければならない。
- (2) 業務カルテ作成・登録について、受注者は次のとおり手続きを行うものとする。
契約時または変更時における業務の請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。
また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

別紙 設計条件表

区分・項目	設計条件等
(1)業務概要	
1)業務名称	平成24年度 浄化槽市町村整備推進事業測量設計業務
2)工期	契約締結日の翌日から 平成24年12月25日まで
3)業務場所	京丹波町 蒲生ほか 地内
(2)浄化槽整備測量設計業務	
1)測量業務	①平面測量 A=0.38ha ②縦断測量 L=0.10km ③面積計算 A=0.07ha
2)設計業務	①浄化槽設計（既設浄化槽撤去含む） 2基 ②排水管 L=40m
(3)その他	
1)設計協議等打合せ	着手前及び最終の計2回